



「独身の叔父様」は、国のための貯金箱？～親族に訪れる、まさかの現実～

相続・遺言 / ethos / 2026年4月26日

今年のゴールデンウィークは、お天気が少々ご機嫌斜めようですね。おひとり様ならずとも、体調管理には気が抜けない日々が続いております。さて、街を歩けば「おひとりさま」向けのサービスが溢れ、孤独を謳歌するのが美德とされる令和の世。しかし、その自由の先にある、あまりにもドライな現実をご存じでしょうか。特に、結婚もせず、お子様もおらず、ご兄弟とも疎遠……という、いわゆる「完全なる独り身」の紳士・淑女の皆様。ご自分がポックリと逝かれた後、その愛すべき財産がどこへ向かうか、想像したことはおありですか？

コツコツ貯めても、最後はコッコ(国庫)行き？

実は、あなたが将来のためにとコツコツ積み上げてきた老後資金も、思い出の詰まったご自宅も、「遺言書」という名の魔法の杖がない限り、最終的には「国庫(こっこ)」という名の、底の見えない巨大な金庫へ吸い込まれる運命にあるのです。国は、あなたが人生の「静かなる節制」に耐えながら守り抜いた財産を、威勢よく「はい！喜んでえ！」の掛け声とともに回収いたします。「お国のために役立ててくれるなら本望……」と思えるほど、今の世の中、おめでたい話ばかりではございません。私たちが必死に守ってきた資産が、自分の望まない「どこぞの予算」や「きな臭い活動」の燃料にされるかもしれない——。そう考えると、人生の集大成がなんだか切ないものに思えてきます。それなのに、お部屋に転がる脱ぎ散らかしたお召し物や、冷蔵庫の片付けには、国は一ミリたりとも手を貸してくれません。受け取るのは「きれいなお金」だけ。……なんとも、きっぱりした現金な話です。

甥御さん、姪御さんに訪れる「ボランティアの極み」ここで焦りを感じるべきは、実はご本人だけではありません。皆様、ご親戚に「独身の叔父様・叔母様」はいらっしゃいませんか？

「叔父さんはお金持ちだから、いつか自分にもおこぼれが……」なんて、淡い期待を抱いている甥御さん、姪御さん。現実には、それほど甘くはありません。法律という名の鉄のカーテンは非情です。遺言書がなければ、あなたはどれだけ叔父様の話し相手になり、どれだけお見舞いに行ったとしても、一円の財産も受け取れないどころか、「孤独死の後片付け」という重労働だけが回ってくる、ボランティアの極みのような役回りになる可能性があるのです。

【豆知識】 民法上、法定相続人となるのは、配偶者と血族相続人(子、親、兄弟姉妹)だけです。一方、家庭裁判所は、特別な事情があるときは、**3親等内の親族(叔父・叔母、甥・姪など)に扶養義務を負わせることがあります。**つまり、「もらう権利はないけれど、面倒を見る義務だけは発生する」という、世俗に生きる私たちには少々切ない事態が起こりうるのです。

独り者の矜持を、最後まで美しく

大事な財産を、ご自分の意思や信念とは無関係な「数字」にされてしまわないために。そして、甥御さんたちが後片付けをしながらネットに恨み言を書き込まないために。今、私たちがすべきは「死後のデザイン」です。行政書士が、皆様の人生のエンディングを「国への寄付」ではなく、大切な人への「愛ある配分」へと書き換えるお手伝いをいたします。「さて具体的な対策を……」と思われた方は、どうぞお問い合わせください。

この記事はブログからの転載です。QRコードをスマートフォンで読み取ると簡単にアクセスできます。

<https://ethos-trust.com/blog/>



Ethos Legal Office

あなたの人生の大切な場面を支える「柱」になります

行政書士イトス法務事務所

代表 伊藤 洋一

〒254-0821 平塚市黒部丘 17-35

直通電話：0463-32-7257

メール：itoh@ethos-trust.com

